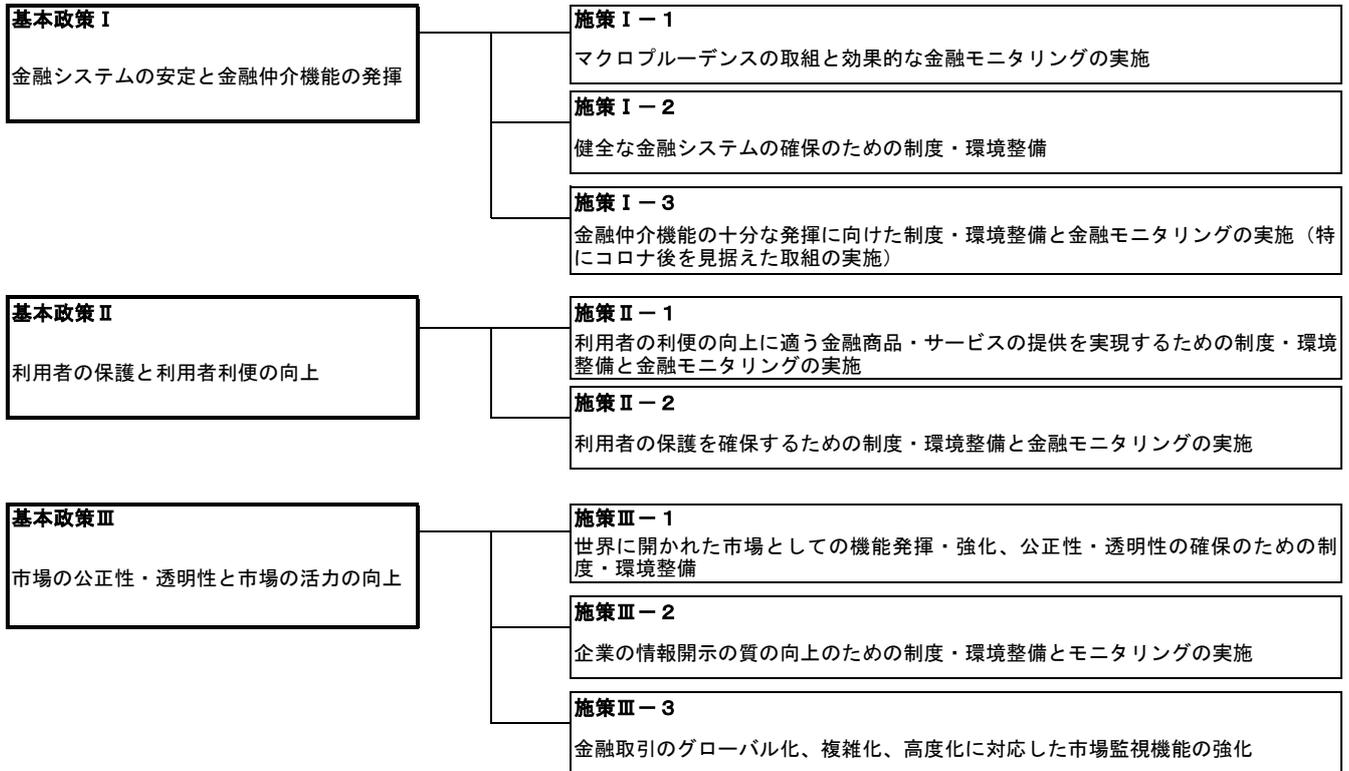


令和6年度実績評価書(要旨)

(評価対象期間: 令和6年4月～令和7年6月)

令和7年8月
金融庁

令和6年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

施策 1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策 2 サステナブルファイナンスの推進
施策 3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
施策 4 その他の横断的施策

<金融庁の行政運営・組織の改革>

施策 1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
施策 2 検査・監督の質の向上
施策 3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

令和6年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析（測定指標①）しました。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づくモニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

バーゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で関連告示の改正や承認等を行い、令和7年3月期までにすべての対象金融機関にバーゼルⅢを適用したほか、新たな国際合意を踏まえて関連告示を改正しました。また、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、保険会社における態勢整備状況の確認や法令等の改正のパブリックコメントを行い、国際的な議論を踏まえた国内制度の検討及び整備を進める（測定指標①）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。

ただし、施策の目標と照らし合わせてみると、経済価値ベースのソルベンシー規制に関

しては、令和7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
--

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

人口減少に伴う需要減少や物価高騰、人手不足等への対応など、事業者が抱える課題は多様化していることを踏まえ、金融機関に対し、事業者への資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生支援等について、累次にわたる要請を行い、事業者の実情に応じた支援の徹底を促しました（測定指標①）。

経営者保証改革プログラムの進捗状況として、民間金融機関の令和6年度における「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合」及び「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」を公表し、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は令和5年度の47.6%から52.9%へ着実に伸びて、半数を超える結果となりました。また、「新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合」についても令和5年度の95.0%から99.4%へ上昇しました。また、令和6年7月に発足した「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に、事業性融資の推進等に関する法律の令和8年春頃の施行に向けて、同法に関する政府令等の整備や企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等の環境整備を進めました（測定指標②）。

地域金融機関に対して、厳しい経営環境の中でも、地域から求められる金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築することを促しました。また、事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に部局横断的な課題として対応しました（測定指標③）。

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（令和6年9月、令和7年3月）。また、計画の実施期間が終了した4金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表しました（令和6年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく新型コロナウ

ウイルス感染症等に関する特例に係る協同組織金融機能強化方針等を適切に審査し、1件の資本参加を決定・公表、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を2件認定・公表しました（測定指標④）。

全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要があることから、測定結果を「B」としました。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

N I S Aの利便性向上等のための措置が講じられたほか、新しいN I S Aの制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフプラン・ライフステージに基づいた適切な制度の活用を促しました（測定指標②）。

第212回国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づき、令和6年4月に「金融経済教育推進機構」が設立され、同年8月に本格稼働させました。（測定指標③）

「金融事業者リスト」と、「投資信託及び外貨建保険の共通K P Iに関する分析結果」を金融庁ウェブサイトで公表しました。また、「見える化」の取組の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢等強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図りました（測定指標⑤）。

さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めました（測定指標⑥）。

上記の結果のとおり、測定指標①及び④を除くすべての測定指標において目標を達成することができましたが、国民の安定的な資産形成の促進に向けて、引き続き取り組むべき課題があることから評価結果を「B」としました。

施策目標Ⅱ－2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリング（測定指標④）や新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行う（測定指標③）など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めました。

そのほか、損害保険会社等にて発生した不適切事案について、保険業法に基づく業務改善命令等の発出の実施（測定指標②）、無登録で金融商品取引業を行う者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑥）を行うなど、多くの測定指標で目標を達成しました。

上記以外の測定指標についても、目標を達成したものの、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要があること、また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を引き続き行っていく必要があることから、評価結果を「B」としました。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」（令和6年6月公表）を踏まえ、ステュワードシップ活動の実質化、取締役会等の実効性向上、収益性と成長性を意識した経営の促進、情報開示の充実及びグローバル投資家との対話促進等の取組を進めました。その一環として、企業と投資家の建設的な対話の促進の観点から、令和6年5月の通常国会において成立した金融商品取引法の改正の施行（公布後2年以内）に伴う、公開買付・大量保有報告制度の政府令改正の対応を進めました。また、改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえ、開示の充実を図る観点から、有価証券報告書におけるサステナビリティ及び政策保有株式等を含めたコーポレートガバナンス開示等の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集 2024」を公表しました（令和6年11月公表、令和7年3月最終更新）。また、有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表しました（令和7年4月）。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行いました。（測定指標①）。

家計金融資産等の運用を担う資産運用業の高度化に向け、大手金融機関グループにおいて運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表しており、各社の取組のフォローアップを行ったほか、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえ「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂しました（令和6年9月26日）。また、「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域）の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を進め、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じたGX推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援しました。加えて、新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るため、新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）と

して、金融機関グループ等における取組事例の把握の継続・更新を行ったほか、投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年5月成立・公布）の施行に向けて、関係政府令等の改正を行いました（令和7年5月施行）。（測定指標③）

国内外でのイベントの開催・登壇等を通じて、国際金融センター機能の確立に向けた施策の情報発信を行いました（測定指標④）。

市場機能強化に向けて、令和6年5月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的であるPTS運営業務について、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする政府令等の改正を行い、また、プロ投資家を対象として、非上場有価証券の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和する政府令等の改正を行いました。また、令和6年7月2日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」の提言を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにおける株主一元化スキームの活用に向けた「投資運用業等 登録手続ガイドブック」の改訂等を行いました（測定指標⑤）。

市場インフラの安定性を確保するため、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向けて、関連する政府令等の改正を行いました。また、外貨建国内債の発行円滑化に向け、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう制度整備を行った他、取引情報報告制度の報告項目の拡充について、円滑に報告が開始されるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、当庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施しました。（測定指標⑥）。

特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップしました。特定金融指標であるTIBOR及びTORFの欧州域内利用に関しては、将来の安定的な利用を確保するための方策について欧州委員会と協議を継続しました。（測定指標⑦）。

以上のとおり、測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備と モニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標③）等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。

また、有価証券報告書レビュー（測定指標②）や四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂（測定指標⑤）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。

EDINETの稼働率（測定指標⑦）については、目標値である99.9%以上を確保しました。

施策Ⅲ－３ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

幅広く収集した有用な情報を活用し、取引審査を実施したほか、高速取引行為者等による取引の実態把握や相場急変時の原因分析等を行いました（測定指標①②）。

証券モニタリングの適切な実施に加え、検査終了件数ベースで令和5年度を上回る検査を実施し9件の行政処分勧告を行ったほか、投資者被害事案に対し積極的に取り組みました（測定指標③⑥）。

不公正取引や開示規制違反について迅速に対応し、勧告件数ベースで令和5年度を上回る課徴金納付命令勧告を実施するとともに、重大・悪質事案についての的確に告発を行うなど厳正に対応しました（測定指標④⑤）。

また、市場を取り巻く環境変化等を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化に取り組みました（測定指標⑦）。

法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、情報発信の強化に取り組み、各種事例集を公表するとともに、市場参加者等との意見交換会等、講演及び寄稿を実施しました（測定指標⑧）。

デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化及び財務局との協働・連携の推進に取り組みました（測定指標⑨⑩）。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国の

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要があることから、測定結果は「B」としました。

(横断的施策)

施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

新たな金融サービスの育成普及に向けて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施しました（測定指標①）。

金融機関のAIの利活用やDX等を支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、検査等を通じたITガバナンスの向上に向けた対話等を行いました（測定指標②）。

国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携を強化しました（測定指標③）。

「Japan Fintech Week」やミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行いました（測定指標③）。

暗号資産交換業者が、IEO銘柄や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産等取引業協会と、更なる改善策を検討しました（測定指標④）。

令和6年5月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けて、PTS運營業務のうち、セキュリティトークンを含む流動性の低い非上場有価証券のみを扱い、かつ、取引規模が限定的である場合について、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録のみで運営可能とする制度整備を含む政府令等の改正を行いました（測定指標⑤）。

ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0領域での健全なビジネスの発展等に貢献しました（測定指標⑥）。

関係者との意見交換やヒアリングを通じて、我が国の決済・取引におけるシステム・サービスの更なる高度化や利便性の向上に向けた検討を進めました。（測定指標⑦）。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うこと等を通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました(測定指標⑧)。

以上の通り、令和6年度に設定した全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。

施策2 サステナブルファイナンスの推進

【達成目標】

サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」(5年1月施行)を踏まえた対応を行う等、企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図りました(測定指標①)。また、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを更新・公表し、実態把握を行う等、データ等の品質・透明性の向上等を図りました(測定指標②)。加えて、カーボン・クレジット取引の透明性・健全性向上に係る論点整理や「アジアGXコンソーシアム」を通じたトランジション・ファイナンスの推進等、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等を推進しました(測定指標③)。さらに、「インパクトコンソーシアム」において地域の取組事例や投資手法をとりまとめる等、インパクト投資の実践・拡大を図りました(測定指標④)。上記の結果のとおり、主要な測定指標において目標を達成したため、「A」としました。

施策3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること

金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組

を推進すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

全ての項目において目標を達成しており、大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等、達成すべき目標に掲げた内容を満たしていることから、評価結果は「A」としました。

施策4 その他の横断的施策

【達成目標】

基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」、「横断的施策-2」及び「横断的施策-3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

アジア地域の新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行いました（測定指標①）。

金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督などを実施しました（測定指標②）。

「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、必要な措置を実施しました（測定指標③）。

経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度に関し、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行いました。（測定指標④）

上記の結果の通り、全ての測定指標において目標を達成することが出来ましたが、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用しました(測定指標①、②)。

データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を実施したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化を検討・実施しました(測定指標③、④)。

金融サービスの利用者から寄せられた情報を分析し、深度あるモニタリングに活用しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施しました(指標⑤)。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ、分かりやすい情報発信を行いました。

金融庁ウェブサイトに関しては、関連情報へ効率的にアクセスできるよう、各ページの構成を見直し、ナビゲーション表示をスマホ版にも追加するなど、情報を入手しやすいコンテンツ作成を進めました。特設サイトを含む金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、令和5年度中、新しいNISA制度開始に伴う特設サイトへのアクセス数が一時的に増加した影響もあり、令和6年度は4億579万件(前年度比11.6%減)となりました(測定指標⑦)。

金融庁公式Xでの投稿に関しては、前年度に引き続き、原則、ウェブサイト公表と同時の投稿とする運用としたほか、一定期間開催するようなイベントについては、日々のイベントの告知や開催結果について連日投稿を行うなど周知を図りました。また金融詐欺等の注意喚起について、複数投稿内容を作成し、毎週の定期投稿を行うことで積極的に周知を行いました。結果として、フォロワー数は日英計185,178アカウント(同8.7%増)、いいね数は

41,377件（同52.0%増）となり、より共感を得られやすい情報発信につながりました（測定指標⑧）。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組に関して、金融行政上の重要な諸課題について、学者等と連携してデータ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献し、金融行政の高度化につなげました（測定指標⑩）。

上記の結果のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができましたが、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要があることから、「B」としました。

施策2 検査・監督の質の向上

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めてきました（測定指標①）。

一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要があることから「B」としました。

施策3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

【達成目標】

①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性の重視、③誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備（測定指標①）を行いました。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備（測定指標②）や、業務のさらなる合理化・効率化（測定指標③）、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充（測定指標④）を行い、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。